

広島県公安委員会告示3号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第6条に定める技術上の規格に適合していると認めるので、規則第9条第1項の規定により告示する。

令和8年1月19日

広島県公安委員会

委員長 西野泰代

検定番号	検定の有効期間	遊技機の種類	型式名	申請者名 (住所)	製造業者名 (住所)
5P16 93	告示の日 (令和8年1月19日)から 3年間	ぱちんこ 遊技機	e転生したらスライムだった件2M F	株式会社サンセイアールアンドディ 代表取締役 山本 和弘 (愛知県名古屋市中区丸の内二丁目11番13号)	左同
5P14 92	同上	同上	e フィーバーキン 肉マン	株式会社ジェイビー 代表取締役 毒島 壮 (東京都渋谷区渋谷三丁目29番14号)	左同